

無額面株払込剰余金の会計上の性格について

鷓 飼 哲 夫

- I はじめに
- II 無額面株払込剰余金と持分均衡説
- III 無額面株払込剰余金と創業利得説
- IV おわりに

I はじめに

¹前稿においては、まず、無額面株式が登場するに至った経緯とその背景を概観して、無額面株式の生成した理由が、額面株式の割引発行禁止規定とそれにかかわる水割株の弊害という事柄に求められていたことを明らかにした。そしてそのうえで、無額面株式が現実に利用された過程をたどってみると、その生成の理由とは別のところに現実に利用された根拠が存在するのではないかということが推測されたのである。そこで、この無額面株式の現実の利用を促進させた根拠を明らかにするために、当時の、無額面株式にたいする払込対価の処理という点に視点をあてて、一定の解明を試みたのである。そこで明らかとなったのは、無額面株式が発行された場合、それにたいする払込対価は、企業の判断によって比較的自由に無額面株払込剰余金として計上することが可能であり、しかもこの払込剰余金に計上された部分については、配当等に流用することが可能であったことによ

1 拙稿「無額面株払込剰余金序説」『同志社商学』第29巻第3号、1977年。

て、額面株式とは比較にならないほどの財務的弾力性を企業に与えたということである。そして、この点に無額面株式の生成の理由とされたもの、すなわち額面株式の割引発行禁止規定とそれにかかわる水割株防止という事柄とは別に、その現実の利用価値が見い出されていたのである。

前稿では、上記のような無額面株式における生成・普及の背景を明らかにしたうえで、さらに、無額面株式によって形成される無額面株払込剰余金について、その会計上の性格をめぐる二つの見解、すなわち「持分均衡説」と「創業利得説」をとりあげ、それぞれの見解における若干の疑問点を指摘しておいたのである。そこで本稿では、前稿における検討をふまえたうえで、この二つの見解についてより詳細に検討を加えてみたいと考える。

II 無額面株払込剰余金と持分均衡説

無額面株払込剰余金の会計上の性格について今日支配的見解とされているのは、いわゆる「持分均衡説」である。この持分均衡説は、もともと無額面株払込剰余金の会計上の性格を明らかにするために展開されたものというよりは、額面株式において発生する株式プレミアムの会計上の性格を明らかにするためにそれが主張されたのである。この主張にしたがえば、会計上株式プレミアムが発生するのは次のような理由にもとづくことされるのである。「額面株式の発行に際して生ずる額面超過金は、新株発行の場合に生ずることを通例とする。それは、新たに株主となる新株主が、旧株主のもっている持分に後から均霑を受けることとなるところから、その新・旧株主間の利害の調整を図る必要上、新株主は、株式額面を超過して一定額の割増分だけ払込む場合に生ずるものである。従って、それは、従来からの旧株主の帰属と考えられていた過去の蓄積資本に対し、新たに株主となるべき新株主が均霑を受ける代償としての対価であると考えられる。

換言すれば、額面超過金は、原理的には会社純財産額に対する1株当たり持分価値の額面額を超過するものに相当し、新株主は、別途にそれに相応すべき額面超過金を払込むことによって、初めて新・旧株主間の利害調整が可能となる。ここに、旧株主の帰属分としての過去の蓄積資本が剰余金として処理されると同様の根拠に立って、新株主の新たに払込む額面超過金が資本剰余として取扱われねばならないものである。すなわち、額面超過金の招来する根拠は、新株発行に際して新・旧株主間の利害調整を図る必要から考えられ、その大きさは、原則として新株式のもつべき持分評価によって決定されるものである²。ここで明らかにされているように、持分均衡説では、額面株式について株式プレミアムが生ずるのは、額面株式を発行する会社において、各種積立金などの蓄積剰余が留保されて旧株主の持分がそれだけ増加している場合、もしも新株主が額面によって表示される金額のみを払込むとすれば、新株主はそのような払込みのみにもとづいて、旧株主のもつ過去の蓄積剰余にたいする持分に後から参画することになって、旧株主はその持分を著しく侵害され、逆に新株主はたんに額面金額だけの払込みで、著しく持分の増加を示すことになる。したがって、この意味において新旧両株主の利害は著しく不均衡となる。そこで、新株主はたんに額面に相当する金額の払込みのみならず、それをこえて旧株主の持分増加額に相当するものをも払込まざるをえず、これによって新旧両株主の持分は均衡し、利害の調整が可能となる。額面株式における株式プレミアムは、このようにして生じてきたものであって、新株主の払込資本の一部であり、それは会社の資本であって利益ではないということになるのである。このような持分均衡説は、今日、株式プレミアムの会計上の性格を説明する場合の多数説としての地位を占めるに至っているのは周知のところである。

2 山下勝治『会計学一般理論』千倉書房、1963年、160—161ページ。

翻って、無額面株式による払込剰余金についてみれば、持分均衡説では、上で紹介したような持分の均衡という考え方がこの場合にも適用されて、無額面株払込剰余金の性格づけが行なわれている。いま、この例として J. R. Wildman および W. Powell が述べているところをみてみよう。

Wildman・Powell は、まず、無額面株式における払込対価の処理について、「剰余金を蓄積している会社が追加的に無額面株式を発行するときには興味ある問題が生ずる。その問題は『受取られた対価の全額を資本金に貸記すべきか、あるいはその対価を資本金と剰余金に配分すべきか』³ というものである」として、無額面株式の払込対価をどのように処理すべきかについての問題点を指摘している。そして、無額面株式への払込対価を資本金と剰余金に配分するという処理方法がとられるべき根拠として、次のような考え方を示している。「対価の全部を資本金に貸記することは、その株式の所有者にたいし、彼らが株主になる以前に蓄積された剰余金に参加する権利を譲与することになるであろうし、そのような状態は不公平であるように思われる。対価の額を、新株発行以前の資本金および剰余金……と同じ比率で、資本金と剰余金に分割することがより公平であるように思われる」⁴と。さらに、Wildman・Powell は次のような例を用いてこれを詳細に説明している。「もしも会社がある時点で50万ドルの資本金と10万ドルの剰余金を有し、発行済無額面株式は5万株であるならば、各株主は、剰余金から分配が行なわれる時には、一株あたり2ドルを受取る権利をもつだろう。(ここで)もしも2万5千株の追加的株式が一株12ドルで売られるならば、(会社が)受取る額は30万ドルとなる。この全額が資本金に貸記され、(その後、剰余金の)10万ドルが分配されると、新

3 J. R. Wildman & W. Powell, *Capital Stock without Par Value*, Chicago, 1928, pp.74-75.

4 *Ibid.*, p.75.

旧の株主は(ともに)一株1.33ドルが与えられよう。これは不公平であり、新株主に彼らが稼いでもいない何ものかを与える一方、旧株主から自分達の権利のあるところの何ものかを奪うことになる⁵」(カッコ内引用者)。そこで、このような新旧両株主間の不均衡を生ぜしめないために、Wildman・Powellは次のような処理のなされることが必要であるとしている。「これを処理するいっそう満足のいく方法は、新株にたいする対価として受取られた30万ドルのうち、その6分の5を資本金に、6分の1を剰余金へという比率で資本金と剰余金へ配分することであろう。このようにすると、25万ドルは資本金へ、5万ドルは剰余金へいく。その後、剰余金のなんらかの分配が行なわれても新旧両株主は公平となるであろう。15万ドルの剰余金が分配されると仮定すれば、5万株の旧株主は一株あたり2ドル(10万ドル)を受取り、2万5千株の新株主は一株あたり2ドル(5万ドル)を受取るだろう⁶」。ここで述べられているように、前述の新旧両株主間の持分不均衡を解決するために、新株発行にたいして支払われた新株主の払込対価は、それまで企業に存在していた資本金と剰余金の割合に応じて分割され、払込対価のうち一部を資本金に、他を剰余金に配分して、それぞれ計上することが必要とされるのである。そしてこのために、前述の例示では、新株主が払込んだ30万ドルのうち25万ドルを資本金へ、5万ドルを剰余金へ貸記することとなっている。払込対価をこのように処理することによって、新旧両株主の剰余金にたいする持分は新株発行以前と同じになり、両者の持分は均衡維持されることになるのである。このように、無額面株払込剰余金は、蓄積剰余などによる旧株主の持分増加額の存在を前提として、それに見合うものとして、払込対価のうちから計上されるものであることが示されている。

5 *Ibid.*, p.75.

6 *Ibid.*, pp. 75-76.

以上のような説明からわかるように、この持分均衡説では、無額面株払込剰余金の発生する理由を、額面株式における株式プレミアムの発生する理由と同様に、蓄積剰余などの持分増加額に見合うものとして払込まれる（あるいは払込対価より分割される）として、新旧株主の持分均衡を基礎にして考えられており、したがって、この意味では、株式プレミアムも無額面株払込剰余金もその発生する理由はまったく同じであって、このことから当然に、両者の会計上の性格もまたなんらかわるものでないと考えられているのである。むしろ、無額面株払込剰余金の説明は、さきに指摘したように、株式プレミアムの発生理由の説明をそのまま敷衍して説明されているといえるのである。

しかもこのことは、わが国の場合においても同様であって、たとえば山下勝治教授が、「このこと（持分均衡による株式プレミアムの説明）は、無額面株式の発行に際して生ずる払込剰余金についてもまたそのまま妥当する。原則的にいえば、無額面株式の発行価額は、当該企業の資本評価ないし持分評価にもとづいて決定されるものと考えられるので、その発行価額とその資本組入額との差額は、原理的には額面超過金と同様に考えることができるからである」⁷（カッコ内引用者）と述べておられるように、株式プレミアムと無額面株払込剰余金の会計上の性格はまったく同一であり、同様に処理されるとしかとらえられていないのである。

ところで、以上において紹介したいいわゆる持分均衡説による無額面株払込剰余金の性格づけは、それがたとえ多数の人々によって支持されているとしても、はたして無額面株払込剰余金の性格を十分に説明していることになるであろうか。というのは、じつは、無額面株払込剰余金には、この持分均衡説によって説明されている内容とはまったく別個の内容をもって成立する部分が存在するからである。次にこの部分について考察してみ

7 山下，前掲書，161ページ。

ることとする。

前述の Wildman・Powell の説明にもみられるように、持分均衡説では、無額面株払込剰余金についても、それが発生する前提として、株式プレミアムと同様に、会社の中に剰余金などが存在してそれだけ旧株主の持分増加額がはじめから存在しているということが前提とされている。ところが、無額面株払込剰余金の場合に注意しなければならないことは、この無額面株払込剰余金が発生するのは、このようにあらかじめ旧株主の持分増加額が存在する場合だけにきざられるものではないということである。すなわち、無額面株式は、額面株式であれば割引発行しなければならないような状況のもとで、額面株式にかえて発行することも可能であり、しかも、この無額面株式の発行にもとづいて、その払込対価の一部を無額面株払込剰余金として計上することが可能となっている。このような状況においては、一般に、「その会社の旧株主の持分は、むしろ額面を下回る状態であって、株式プレミアムあるいは無額面株払込剰余金などの払込まれる前提となるべき、旧株主の持分増加額ははじめから存在しない⁸」と考えられるのである。したがって、このような状況において生ずる無額面株払込剰余金については、新旧両株主の持分均衡ということとはかかわりなく発生したものであり、持分均衡という論拠によっては、その発生の理由を説明することはとうていできない部分といえるのである。無額面株式が制度的に認められた当初問題となったのは、前稿で述べたように、じつはこのような場合の無額面株式であったのである。この点をもう少しくわしくみてみよう。

一般に、企業が平均利潤のみならず一定の超過利潤を取得している状況のもとで、その企業が額面株式を発行した場合には、その超過利潤にもとづいて一般的な配当率よりも高率の配当を支払うることから、額面を超

8 内川菊義『資本剰余金論』中央経済社、1966年、345ページ。

過するプレミアム付で発行することが可能となり、企業は、資本金に計上する額面相当部分のみならず、資本剰余金として計上されるプレミアム部分をも取得することが可能となる。したがって、額面株式における株式プレミアムは、企業の超過利潤ないしはそれをもたらず超過収益力をその経済的基盤として発生するということができるのである。ところが、このようなことを無額面株式についてみるとどうであろうか。無額面株式によって生ずる払込剰余金には、もちろん株式プレミアムと同様の理由で発生する部分、すなわち額面株式の割増発行にかえて無額面株式が発行され、しかも株式プレミアムに相当する部分のみを払込剰余金とした場合の無額面株払込剰余金も存在するのであるが、無額面株式にともなって生ずる払込剰余金は、このような場合だけにとどまるものではない。無額面株式は、これまでもたびたび述べてきたように、額面株式であれば割引発行しなければならぬような状況の下でも、なお、それを発行することが可能であって、企業にたいして資金調達を可能ならしめ、しかもその払込対価の一部分を払込剰余金として処理することが可能となっているのである。とすれば、この無額面株払込剰余金の中には、株式プレミアムであればけっして存在することのない部分が存在する結果となっている。すなわち、額面株式を割引発行しなければならぬ状況においては、一般に、企業は平均利潤以下の収益しかあげえない状況にあり、額面株式による株式プレミアムの取得はとうてい不可能であるにもかかわらず、企業は、無額面株式を発行することによって、その払込対価の一部を払込剰余金として計上することができるのである。したがって、額面株式における株式プレミアムの場合には、それが企業の超過利潤ないし超過収益力をその成立の経済的基盤としているのにたいし、無額面株式における払込剰余金の場合には、かならずしもそうではなく、場合によっては、超過利潤はおろか平均利潤さえも取得しえないような収益力の不足する場合においても、それは十分

に発生しうるのである。

このように、株式プレミアムと無額面株払込剰余金とでは、その成立する経済的基盤がかならずしも同一ではなく、それぞれ異なっている部分が存在するのである。それにもかかわらず、持分均衡説の場合には、無額面株払込剰余金と株式プレミアムとをまったく同一視して、持分均衡理論を無額面株払込剰余金の説明にそのまま敷衍することによって、その資本性を主張しているのである。なるほど、額面株式であれば割引発行しなければならないような状況のもとで発行された無額面株式の場合に発生する無額面株払込剰余金は、それが新株主によって払込まれた資本そのものであって、いかなる意味においても利益たる性格をもつものではないとしても、しかしその資本としての意味内容はけっして同一ではないのである。無額面株式の発行がはじめて認められたアメリカのその当時の法律のもとにおけるように、無額面株払込剰余金の配当が認められている場合には、この割引発行しなければならないような状況のもとで成立した無額面株払込剰余金の分配は、前述の Wildman・Powell の例示の場合とは明らかに異なって、持分の不均衡、すなわち株式プレミアムの場合とは逆に、新株主の持分の侵害という結果を生ずるのである。そしてまた、株式プレミアムあるいは無額面株払込剰余金が法定資本金部分とともに会計上の性格は資本であるとして、現在の日本の法律のもとにおけるように、その分配が禁止されている場合においても、なお、同じ資本項目に属する法定資本金部分と資本剰余金とがその資本としての取扱い規定を異にする場合には、その取扱いの異なるに応じて、新旧両株主の持分の均衡は維持されなくなると考えられる。したがって、たとえ数字的には新旧両株主の持分は均衡しているとしても、その実質的な内容において持分が均衡維持されているかという点ではすこぶる疑問となるのである。

9 この点については、前稿93—94ページ参照。

Ⅲ 無額面株払込剰余金と創業利得説

無額面株払込剰余金の会計上の性格をめぐっては、前章においてとりあげたいわゆる持分均衡説とは別に、少数説ではあるが一つの有力な見解として「創業利得説」が存在する。この説の主張は、多くの点で持分均衡説と異なっており、したがって、持分均衡説とは別個の検討を要すると思われるので、本章において、創業利得説における無額面株払込剰余金の考え方を、その代表的な論者の一人である内川菊義教授の見解にもとづいて、若干の検討を加えてみたい。

創業利得説では、さきの持分均衡説が無額面株払込剰余金を株式プレミアムと同一視してその性格を考えているのとは異なって、両者の間には、「その経済的ないし会計的性格をまったく異にする」部分があり、「これを同一の性格をもつものと考えたり、あるいは同一に取扱うものと考えたりすることはできない¹⁰」としている。すなわち、「無額面株式の発行に際して、それにたいする払込対価の一部のみを法定資本金に計上するという法律上の規定にもとづいて、払込対価の他の部分を代表するものとして発生する無額面株払込剰余金は、一方においては、株式プレミアムとまったく同じ経済的ないし会計的原因によって発生し、したがってその会計的性格を株式プレミアムとまったく同一にする部分が存在するとともに、他方においては、株式プレミアムを発生せしめるような経済的ないし会計的原因によってではなく、単に……法律的原因によってのみ発生し、したがってその会計的性格を株式プレミアムとは異なって、むしろ額面金額と同一にする部分、いかえれば貨幣資本家としての一般株主が株式の形態で所有する機能資本（現実資本）を代表する部分が存在することになって

10 内川，前掲書，370ページ。

いる¹¹」として、無額面株式の発行によって発生するこの無額面株払込剰余金の中には、株式プレミアムと同じ性格をもつと考えられる部分が存在するとともに、それとは別に、株式プレミアムとはまったく異なる理由によって生ずる部分が存在することを明らかにされており、この点でさきの持分均衡説とはまったく異なる立場にたつものといえる。したがって、この説では当然のことながら、無額面株払込剰余金が株式プレミアムと同一性格でない部分を含む以上、これを単純に株式プレミアムと同一視することはできないとされているのである。

ここでいわれる株式プレミアムとその発生の経済的ないし会計的基盤を同じくする部分というのはどのようなものかといえば、たとえば、額面株式を割増発行するのにかえて無額面株式を発行し、しかも額面株式の場合に計上される株式プレミアムと同額の無額面株払込剰余金が払込対価のうちより計上された場合に生ずるものであり、教授は次のような例を示されている。いま、平均利潤率15%平均利率7.5%であるとき、株式会社の機能資本家が、その必要とする機能資本100万円のうち半分の50万円を1,000株の株式に分割して、一株の額面金額を500円とし、その株式にたいして平均利率をはるかに上回る15%すなわち75円の配当金を支払うという約束ないし見込みのもとに、証券市場で一般の貨幣資本家へ売却するとするならば、その株式の売買価額は、それにたいする配当金75円を平均利率7.5%で資本還元した価額1,000円となり、いわゆる割増発行が可能となるから、機能資本家は、単なる額面金額の総計50万円のほかに、さらに株式プレミアム50万円の払込みをうけることになって、これをその会社において現実に産業資本として機能せしめることが可能となる。次に、もしも機能資本家が上と同様に、1,000株に分割された株式にたいして、額面を与えないで無額面株式とし、この株式にたいして一株につき75円の配当金を

11 同書、373ページ。

支払うという約束ないし見込みのもとに、証券市場で一般の貨幣資本家へ売却するならば、彼はやはり総額にして100万円の株式売却価額を受取ることになるので、これをその会社において現実に産業資本として機能せしめることができる。そしてこの場合、会社が受け入れた100万円のうち半分の50万円のみを法定資本金に計上し、残りの半分は無額面株払込剰余金として処理するならば、この無額面株式は、上の額面株式と質的にまったく同一内容の株式となる。すなわち、この場合の無額面株式は、前の額面株式と同様に、総額にして50万円の機能資本部分が1,000株に分割されて一株あたりの出資単位金額が500円となり、それにたいして一株あたり15%に相当する75円の配当金が支払われることを基礎にして、総額にして100万円の擬制資本価額が成立し、したがって、その会社において現実に産業資本として機能せしめられる100万円の機能資本のうち、半分の50万円のみが貨幣資本家としての一般株主によって所有され、残りの半分は創業利得の一形態として機能資本家によって所有されることになるからである、とされている。教授は、このような場合に生ずる無額面株払込剰余金は、それが発生する経済的ないし会計的基盤を株式プレミアムと同じくすることを明らかにされているのである。

以上は、無額面株払込剰余金が株式プレミアムと同じ理由によって発生する場合であるが、無額面株払込剰余金が生ずるのはこのような限られた場合のみでないのはいうまでもないことである。そこで教授は、たとえば、額面株式を割引発行せざるをえない状況において無額面株式を発行し、その払込対価の一部を剰余金に計上する場合に生ずる無額面株払込剰余金について言及され、このような無額面株払込剰余金は、じつは、機能資本家はその発行する株式にたいして平均利子率に相当する配当金さえ支払うことができないという状態にあるときに発生しているものであり、これは

12 同書、356—357ページ。

たんに払込対価の一部のみを法定資本金に計上するという法律上の規定にもとづいて生じており、さきの株式プレミアム類似の無額面株払込剰余金とはその発生の基盤をまったく異にすることを指摘されている¹³。このような場合の事例を教授は次のように示しておられる。

前例と同様に平均利潤率15%平均利子率7.5%であるとき、機能資本家が、その会社の資本金を100万円と定めて、それを1,000株の株式に分割して、一株の額面金額を1,000円とし、これを証券市場で売却することによってその必要とする資本を調達しようとするとき、この株式にたいして6%の配当しか行ないえないことが確実に予想されるとするならば、その株式の売買価額は80万円となるにすぎないから、機能資本家はこの株式を額面どおりに発行できないで、一株あたりの発行価額を800円とするいわゆる割引発行を行なわざるをえなくなる。ところが、この割引発行は債権者のための最少担保基金をみたすことができず、株主有限責任の原則に反するために法律上これは禁止されることになっている¹⁴。ところが、無額面株式では上記のような場合においても発行することは可能であり、機能資本家は発行する株式を無額面とし、発行価額を800円と定めてこれを発行できるのである。この無額面株式にたいして払込まれた対価は、もちろん全額を法定資本金に計上することもできるが、払込対価の一部を法定資本金とせず無額面株払込剰余金に計上することも可能である。この場合の無額面株払込剰余金は、いわば「会社の法定資本金拘束のあらたな基準を、この無額面株式にたいして払込まれた擬制資本価額すなわち払込対価の全額ということではなしに、その一部を法定資本金として拘束するというように定めたために、残りの部分が法定資本金の拘束から解放されて、なんらの法律上の減資手続を必要とすることなく、自由に引出しあるいは分配しう

13 同書, 367—370ページ。

14 同書, 363—364ページ。

ることになったという法律的原因を基礎にして、それが発生¹⁵」することとなっているのである。このように、額面株式を割引発行せざるをえない状況のもとで無額面株式を発行し、その対価の一部を無額面株払込剰余金に計上する場合には、「じつは、株式会社の機能資本家が、その発行する株式にたいして、平均利子率に相当する配当金さえ支払うことができないという状態にあるときに、それが発生している¹⁶」ことになるのである。これにたいして、「株式プレミアムは……無額面株払込剰余金とは異なって、機能資本家が、その発行する株式にたいして、平均利子率を超過する配当金を支払うことができるという状態にあるとき、はじめてそれが発生しうるものであるから、この両者は、その発生する基盤をまったく異にすることとなり、したがってこれを同一の性格をもつものと考えたり、あるいは同一に取扱いうるものと考えたりすることはできない¹⁷」ことになる。もちろん、この種の法律的原因によって生ずる無額面株払込剰余金は、上のような額面株式を割引発行せざるをえない状況で無額面株式を発行し、その払込対価の一部を無額面株払込剰余金とする場合だけではなく、額面株式を割増発行できる状況のもとで無額面株式を発行し、その払込対価のうち無額面株払込剰余金として計上する割合が、株式プレミアムに計上する割合と一致しない場合においてもあてはまり、その一致しない部分だけ株式プレミアムとは異なった性格の無額面株払込剰余金が発生することにもなるのである¹⁸。

以上のような無額面株払込剰余金についての理解から、この説では、上記のような異質なものを含む無額面株払込剰余金を生ぜしめないために、無額面株式の発行を、額面株式を割引発行せざるをえないような場合にの

15 同書、369ページ。

16 同書、367ページ。

17 同書、367ページ。

18 同書、373ページ。

み認め、その払込対価は全額を資本金に計上すべきであると主張されている。すなわち、「無額面株式は、もともと額面株式であれば割引発行を行わざるをえないような場合に発生する種々の不都合を除去して、それによって、かかる場合の資本の調達を容易にかつ公正に行いうるようになるために、その設定が叫ばれたのであるから、その設定当時の主張にしたがって、この無額面株式は、かかる割引発行を行わざるをえないような場合にだけ、その発行が認められるべきであるし、しかもそれにたいする払込対価は、その全額が、法定資本金に計上されるべきである¹⁹」とするのである。そしてその理由として、「このように無額面株式の発行を割引発行の場合にだけ限定することによって、割増発行および額面発行の場合にそれを発行することは不可能となるから、かかる場合に発生する無額面株払込剰余金は、その存在が全面的に否定せられることとなるのみならず、またこのように、それにたいする払込対価を全額法定資本金に計上することによって、かかる割引発行の場合に発生する無額面株払込剰余金も、その存在が全面的に否定せられることとなるために、この無額面株払込剰余金なる概念は、会計上においてはもちろん法律上においてもまったく存在しない結果となり、したがってかかる割増発行、額面発行および割引発行の場合に、株式プレミアムとは性格を異にして、むしろ法定資本金部分と性格を同一にする無額面株払込剰余金が発生することを、それによって完全に防止することができるからである²⁰」と述べている。すなわち、この説においては、無額面株払込剰余金の中に、株式プレミアムと同質の部分が含まれるのみならず、これとは発生の基盤を異にする異質な部分が含まれており、両者が混在した内容をもつものであるがゆえに、この無額面株払込剰余金は、むしろその存在を否定すべきであり、そのために無額面株式の発

19 同書、375ページ。

20 同書、375—376ページ。

行を、額面株式を割引発行せざるをえない場合にのみ限定して、その払込対価は全額を法定資本金として計上すべきであると主張されているのである。

以上において紹介してきたような無額面株払込剰余金についての理解は、さきの持分均衡説のように多数説の地位を占めるに至っていないけれども、その主張の中には多くの肯首すべき点をふくんでいるとともに、また若干の疑問と感ぜられる箇所も指摘しうるのである。

さきにも述べたように、無額面株払込剰余金については、持分均衡説が示しているように、株式プレミアムと同一視して、これを一律に性格づけることができないことは明らかである。たとえば、額面株式であれば割引発行せざるをえない状況の下で無額面株式を発行して、その払込対価の一部を無額面株払込剰余金として計上する場合の払込剰余金は、株式プレミアムとはまったく異なった理由にもとづいて発生するものである。この点は前章において述べたとおりである。したがって、無額面株払込剰余金が株式プレミアムとは質的に異なる部分をもつ以上、この点での創業利得説の指摘はまさに肯首すべきものとして受け入れなければならないと考えられる。けれど、さきにも引用したように、この説では、この種の無額面株払込剰余金について、「この……無額面株払込剰余金は、……じつは、株式会社の機能資本家が、その発行する株式にたいして、平均利子率に相当する配当金さえ支払うことができないという状態にあるときに、それが発生しているのにたいし、……株式プレミアムは……無額面株払込剰余金とは異なって、機能資本家が、その発行する株式にたいして、平均利子率を超過する配当金を支払うことができるという状態にあるとき、はじめてそれが発生しうるものであるから、この両者は、その発生する基盤をまったく異にすることとなり、したがってこれを同一の性格をもつものと考えたり、あるいは同一に取扱いうるものと考えたりすることはできないのである」²¹として、無額面株払込剰余金と株式プレミアムとを同一視でき

ない旨を明確に指摘されているからである。

ところが、この説においては、無額面株払込剰余金が上記のように異質なもの混在させていることから、この払込剰余金を生み出す無額面株式の発行を、額面株式を割引発行せざるをえない場合に限定し、しかも、それにたいする払込対価は全額を法定資本金に計上することによって、無額面株払込剰余金の存在を全面的に否定しようとしている点については、おおいに疑問が存在するのである。このような、無額面株払込剰余金の存在を全面的に否定しようとする点は、もっぱら政策的に「あるべき会計」が論じられることになって、これまでさまざまにとりあげられてきた無額面株払込剰余金についての問題点は一挙に議論の外におかれることになるとともに、現実に存在する「ある会計」についての無額面株払込剰余金の性格づけがまったく行なわれない結果となってしまおうといわざるをえないのである。現に存在する無額面株払込剰余金の性格を現実に即して積極的に解明し、位置づけることこそが課題であるように考えられるからである。

そこでこの点からいえば、この説においても、無額面株払込剰余金についてその存在を全面的に否定してしまうのではなく、現に存在する無額面株払込剰余金をそのものとして性格づけることが必要となるが、内川教授の論述の中においても、無額面株払込剰余金についての性格づけをある程度くみとることはできるのである。というのは、さきにも引用したように、教授は次のように述べておられるからである。「無額面株式の発行に際して、それにたいする払込対価の一部のみを法定資本金に計上するという法律上の規定にもとづいて、払込対価の他の部分を代表するものとして発生する無額面株払込剰余金は、一方においては、株式プレミアムとまったく同じ経済的ないし会計的原因によって発生し、したがってその会計的性格

を株式プレミアムとまったく同一にする部分が存在するとともに、他方においては、株式プレミアムを発生せしめるような経済的ないし会計的原因によってではなく、単に……法律的原因によってのみ発生し、したがってその会計的性格を株式プレミアムとは異なって、むしろ額面金額と同一にする部分、いいかえれば貨幣資本家としての一般株主が株式の形態で所有する機能資本(現実資本)を代表する部分が存在することになっている²²。このような教授の論述からすれば、無額面株払込剰余金は、一方において額面株式における株式プレミアムとその性格を同一にする部分が存在するとともに、他方においては、それとはまったく異なる部分、すなわち教授の言葉によれば、「貨幣資本家としての一般株主が株式の形態で所有する機能資本(現実資本)を代表する部分」、これを額面株式との対比でいえば、額面金額とその性格を同一にする部分が存在しており、無額面株払込剰余金はこのような二重の性格をもつものとして性格づけられることになるのである。これは、さらにいえば、株式プレミアムと同質のいわば創業利得の一形態としてとらえねばならない部分と資本金の一部としてとらえねばならない部分とが混在していることになっており、前者はいわば利益、後者はいわば資本ということになり、無額面株払込剰余金は、会計学上、まったく性格の異なる二つのものを包含した存在となっているのである。したがって、資本と利益の区別をもっとも主要な柱としている会計学上の考え方からすれば、この無額面株払込剰余金は大きな問題点をふくむことになり、教授もおそらくはこの点から、無額面株払込剰余金の存在を全面的に否定されるに至ったと推測されるのである。しかしながら、現にある無額面株払込剰余金をこの説にもとづいて性格づけるならば、上記のような二重の性格をもったものとして位置づけられることになり、むしろ無額面株払込剰余金をこのような二重の性格をもつものとしてそのまま性格づけ

22 同書、373ページ。

ることが、現実に存在する会計をより明らかにすることになると思われるのである。

IV お わ り に

本稿では、前二章にわたって、無額面株払込剰余金にたいする会計学上の主要な見解をとりあげて、若干の検討を加えてきた。そこで明らかになったように、今日多数説を占める持分均衡説では、無額面株払込剰余金を株式プレミアムとまったく同一のものととらえ、株主持分の均衡という事柄を基礎において、無額面株払込剰余金の性格を説明しようとしている。しかしながら、このような把握の仕方では、無額面株払込剰余金を十分に説明することができず、その中に説明不可能な部分を生じてしまうのである。

他方、創業利得説では、持分均衡説とは異なって、無額面株払込剰余金には株式プレミアムとはまったく違った理由によって発生する部分が存在し、したがって、株式プレミアムとは単純に同一視できないことが明らかにされている。しかしながら、この説では、その中にまったく異質なものを含む無額面株払込剰余金は、むしろその存在を否定すべきであり、これが発生しないように無額面株式の発行を限定して、無額面株払込剰余金の存在自体を否定しようとされる点については、おおいに疑問が持たれるのである。

以上のような諸見解の検討を通じて明らかになった無額面株払込剰余金の性格を、いくぶん繰り返しになるが、最後に要約的に示しておきたい。

無額面株払込剰余金は、もっとも表面的には、無額面株式にたいする払込対価のうちその一部分のみを法定資本金に計上できるという法規定にもとづいて、法定資本金に計上されない部分を代表するものとして発生するが、このようにして計上される無額面株払込剰余金は、たとえば持分均衡

説がいうように、額面株式における株式プレミアムと單純に同一視することはできないのである。もちろん、無額面株払込剰余金に計上されるものうち、額面株式を割増発行するかわりに無額面株式を発行し、その払込対価のうち額面株式における株式プレミアム相当分を無額面株払込剰余金に計上した場合には、これは株式プレミアムと同様に、平均利子率を超過する配当金を支払いうるという状態を基礎にして発生しており、両者はたしかに同一の経済的根拠にもとづいて発生しているといえるのである。ところが、これまでたびたび問題となってきた額面株式を割引発行するのにかえて無額面株式を発行し、しかもこれにたいする払込対価の一部を無額面株払込剰余金に計上するような場合には、株式プレミアムとその発生の基盤を同じくするとはいえないのである。この場合に生ずる無額面株払込剰余金は、平均利子率に相当する配当金さえ支払えない状態にあるときに発生しており、内川教授も指摘されているように、これを額面株式と対比して考えれば、むしろ額面金額の一部に相当すべき部分であって、それがさきのように、法律的規定にもとづいて、無額面株払込剰余金として計上されているものと考えられるのである。このように考えてくると、無額面株払込剰余金は、その中に一律には把握しきれない二つの部分を包含していることになり、二重の性格をもっていることが浮び上がってくるのである。このような二重の性格をもつ無額面株払込剰余金は、その存在自体会計学上重要な問題点をふくんでいると思われるが、ここで注意しなければならないことは、この二重の性格をもつ無額面株払込剰余金について、その主たる性格を形成するものは、そのいずれの部分であるかということである。結論的にいえば、この二重の性格のうち無額面株払込剰余金の主たる部分を形成するものは、あくまで株式プレミアムとは異質の、額面株式であれば額面金額の一部に相当する、いわば資本としての性格をもつ部分であって、株式プレミアムと同じ性格の無額面株払込剰余金は、主たる部分

を形成するとはいえないのである。というのは、もしも無額面株払込剰余金の主たる部分が株式プレミアムと同一のものであるならば、なにもことさら無額面株式を発行し、そこから発生する無額面株払込剰余金を計上せしめる理由は認められないのであり、これまでの額面株式で十分にその役割がはたせたと考えられるからである。とすれば、無額面株払込剰余金の性格もこの主たる部分に即してとらえることが必要となるのである。

ところで、このような資本としての本質をもつ無額面株払込剰余金がアメリカで、なぜ他の取得利益あるいは蓄積剰余とともに、利益の配当として分配可能となっていたか、その実践的意義はどこにあったのか、いいかえれば、無額面株払込剰余金は、その会計上の性格が資本であったにもかかわらず、それが利益として分配されようとした、あるいは分配されねばならなかった企業経営上ないし会計上の実践的要求はどこにあったのか、このことを明らかにすることの方が、「あるべき会計学」を考えて、無額面株払込剰余金の存在を否定する見解を打ち出すことよりは、はるかに重要な意味をもつと思われる。ことに内川教授のように会計学をより科学的に確立しようとする立場からは、このことの方がはるかに会計学上の重要な課題を形成するのではないかと考えるのである。そこで次には、このことを明らかにすることが必要となるが、これについては、次に稿をあらためて考察してみたい。